

別紙① 「年間医療費のお知らせ」について



皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくため「年間医療費のお知らせ」(令和5年1月～10月診療分)を近日中に会社を通してお配りいたします。「年間医療費のお知らせ」には、ご自身とご家族の受診状況(入院・通院・歯科・医科)や医療機関名(一部記載がない場合あり)、診療年月、診療日数、医療費、本人負担額等が記載されています。これまでの診療履歴と比較することで、健康状態を維持できているのかなどを確認することができます。

また、記載内容に誤りがないか、医療機関から発行された領収書と照らし合わせてご確認ください。病気やけがの治療を受けたときにかかる医療費は、国が定めた基準に基づいて全国どの病院でも一律に決まります。ところが、みなさんが病院の窓口で支払う金額は自己負担分のみで済むため、実際にかかった医療費がいくらだったのか、意識しにくい仕組みとなっています。

そこで、みなさんが支払った医療費や健康保険組合が負担した費用などを知つていただくことも「年間医療費のお知らせ」をお配りする目的のひとつです。

確定申告で医療費控除の適用を受ける方へ

①申告時に所轄税務署に提出する「医療費控除の明細書」の添付書類として、「年間医療費のお知らせ」を利用することもできますが、個人情報保護の観点から一部の医療機関名などは記載しておりません。補完記入および領収書の保管が必要となります。

また、記載されているのは1月から10月診療分までです。11、12月分は「医療費控除の明細書」(国税庁ホームページより入手)へ領収書に基づき別途記入してください。

※別紙の記入例を参照してください。

②記載内容は西武健康保険組合の被保険者・被扶養者の健康保険扱い分のみです。それ以外に申告できる医療費があるときは、領収書に基づいて申告してください。

③医療費通知情報をデータにて取得したい場合は、マイナポータルよりできます。

「マイナポータル連携」の詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

▶ 確定申告についての詳細は国税庁の確定申告特集ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/keisubetsu/iryou-koujo.htm>

を参照してください。

【個人情報の取扱いについて】

世帯主様宛に、世帯全員の医療費通知をお送りすることは、個人情報の第三者提供に該当しますが、事前に加入者全員の意向を確認することは困難なため、ご本人様から同意しない旨の連絡がない場合は、同意いただいたものと判断します。

なお、同意されない方、ご相談を希望される方は、理由を文書に記載し当健保組合へお申し出ください。



「年間医療費のお知らせ」の再発行はできませんので、大切に保管してください。